

# 運動施設の利用上の注意について

## (1) 陸上競技場

- ① 建物内は雨天走路を除いて、すべてスパイクシューズの使用を禁止する。
- ② スパイクのピンはオールウェザー専用ピン（先端が尖っていないもの）を使用する。
- ③ 大会以外は競技場保全のため、1レーンおよび正面スタンド側の走幅跳助走路は使用禁止。  
ただし、中体連・高体連合宿や栃木陸協合宿など大人数の合宿や練習会については、管理課・利用指導課で検討した上、使用を許可する。
- ④ 個人使用の場合は、大会用の器具（投擲器具等）は貸し出さない。  
練習用器具は、北倉庫の練習用器具を使用する。
- ⑤ 大会でのハンマー投げは、指定された大会でのみ行うこととする。
- ⑥ 芝の上での砲丸投の練習は禁止。
- ⑦ 写真判定装置・コンピュータシステム（NANS）は熟練者が使用する。
- ⑧ 個人使用で雨天走路を使用する場合は、バックストレート裏側の雨天走路を使用する。  
雨天走路の解錠・施錠は管理事務所職員が行う。雨天走路使用料は個人料金を納付する。
- ⑨ 大会において県有車両を使用する場合、大会主催者は予め使用責任者を届け出ることとする。  
使用後は運転日誌に記載し、管理事務所に報告する。
- ⑩ 混雑時は以下のとおりにレーンの使用区分を設ける。  
1レーンは大会のみの利用とする。2～3レーンは中長距離走用とする。  
4レーンはリレー用とする。5～7レーンは短距離用とする。  
8～9レーンはハードル用とする。9レーンの外側はジョギング、ウォーキング用とする。

## (2) 補助競技場

- ① 施設内の器具・更衣室を使用する場合は、管理事務所へ申し出る。
- ② 土の走路ではスパイクのピンはアンツーカー用（先端が尖ったもの）を使用できる。舗装された走路、フィールド内は、オールウェザー専用ピン（先端が尖っていないもの）を使用する。
- ③ ハンマー投・円盤投・やり投の練習は禁止。
- ④ 補助競技場で運動会を開催する場合、トラックおよびフィールドを著しく損傷させる競技や重量物を移動する競技は行わない。

## (3) 野球場

- ① 電光掲示盤および放送器具を使用する場合には、熟練者が使用する。
- ② 試合前の練習ではスパイクの使用はできない。なお、試合直前のシートロックはその限りではない。

## (4) 軟式野球場

- ① SBO表示機および電光掲示板（C球場）を使用する場合、利用者は施設利用前に、管理事務所から操作端末機器を帯出する。使用後は速やかに管理事務所に返却する。
- ② 卓上マイク・アンプを使用する場合、利用者は施設使用前に管理事務所から帯出する。使用後は速やかに管理事務所に返却する。
- ③ 軟式野球場において大会を開催する際には、太鼓などの音量の大きな物を使用する応援は、禁止す

る。

- ④ 試合前の練習ではスパイクの使用はできない。なお、試合直前のシートノックはその限りではない。

#### (5) 水泳場

- ① 一般公開と大会が併用している場合、大会での使用は許可されたプールおよびコースを使用する。
- ② 県大会等では、50m競泳用プール及び飛込プールは大会専用とする。25mプールの半分を大会用のウォーミングアップ用として使用する。もう半分は一般利用者用として開放する。
- ③ 強化練習会で50m競泳用プールを使用する場合は、6コース分まで使用することができる。
- ④ 管理棟、1F各室を使用する場合は、必ず玄関でスリッパ、または水泳場専用の運動靴等に履き替える。
- ⑤ プールサイドでは、水泳場専用のスリッパ・運動靴等を使用する。

#### (6) 球技広場

- ① サッカーを行う場合、ゴール、ネット、コーナーフラッグの設置・後片づけは利用者が行う。
- ② 危険防止のため、野球のフリーバッティングについては認めない。

#### (7) サッカー・ラグビー場

- ① サッカーゴール、ネット、コーナーフラッグは、利用者が設置・後片づけをする。(数日連続する場合でも、日ごとに後片付けをする。)
- ② ラグビーのポールは管理事務所が設置する。

#### (8) 相撲場

- ① 土俵には素足で上がる。
- ② 砂は川砂の細目を乾かし、1.2mm～1.6mmのふるいにかけて使用する。
- ③ 使用後は土俵上の砂を除去し、砂被りへ撒く。また土俵面に水を少し撒く。最後に必ず土俵にシートをかける。
- ④ 照明を使用する場合は、管理事務所へ申し出る。
- ⑤ リフレッシュハウスを使用する場合は管理事務所へ申し出る。相撲場の使用料金には、リフレッシュハウスの使用も含まれる。

#### (9) トレーニングセンター (体育室)

- ① トレーニングセンター内は全て土足厳禁とする。必ず玄関で室内用のシューズに履き替えるか、備え付けのスリッパを使用する。
- ② アリーナおよびトレーニング室での飲食は厳禁。
- ③ アリーナ内で机・椅子等を使用する場合は、必ず備え付けのシートを敷く。
- ④ 照明、暖房、シャワーを使用する場合は、事務室へ申し出る。
- ⑤ 放送室は大会時に役員控え室として利用できる。その際、放送室内での飲食は許可する。
- ⑥ 放送室のみの利用は許可しない。
- ⑦ アリーナで大会等を開催する際には、放送室を救護室として使用する。

- ⑧ 更衣室内のシャワーは無料で使用できる。ただしアリーナやトレーニング室を使用せず、シャワーのみを使用することは禁止する。温水シャワーを使用する場合には、管理事務所職員がボイラーを作動させる。トレーニング室内の暖房も、職員がボイラーを作動させる。
- (10) トレーニングセンター（トレーニング室）
  - ① トレーニング室内は運動着、室内用シューズを着用する。
  - ② トレーニング室内は飲食禁止とする。ただし、ペットボトルによる給水は可とする。
  - ③ トレーニングベルトは無料で貸し出しする。

附則 平成22年4月1日より施行  
平成23年4月1日より施行